

岡山県動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要領

I 総則

第1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年岡山条例第22号。以下「条例」という。）に基づく動物取扱業者の登録の取消し又は業務の停止、特定動物の飼養又は保管の許可の取消し、その他の不利益処分（岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号）第2条第5号に定める不利益処分をいう。）（以下「処分」という。）及び行政指導（指導、勧告、助言その他の行為であって不利益処分に該当しないもの）（以下「処分」及び行政指導のうち「勧告」を「処分等」という。）並びに告発の実施に係る事務の取扱いについて、円滑な運用を図るための手続及び関連事項等について定めることを目的とする。

第2 基本原則

処分等及び告発は、動物の健康及び安全の保持並びに動物による危害の防止のため、時期を失することなく厳正かつ的確にこれを行うこと。

また、この要領で使用する用語は、別に定めるものを除き、法及び条例で使用する用語の例による。

第3 処分等の適用

1 勧告及び命令

法第22条の6、第23条（第24条の4において準用する場合を含む。）、第24条の2、第25条第2項から第4項まで、第32条又は条例第19条に基づく勧告、命令その他必要な措置命令等（以下「措置命令等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものであること。

- (1) 犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生状況に照らして、検案書又は死亡診断書による事実確認の必要があると認められるとき
- (2) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が、動物の健康及び安全を保持するとともに生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために、遵守すべき基準違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るため必要があると認められるとき
- (3) 第一種動物取扱業者であった者について、法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録の効力を失った又は法第19条第1項の規定により登録を取り消された日から2年の間に、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要があると認められるとき
- (4) 犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む第一種動物取扱業者が、動物の販売に当たって、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて環境省令で定める適正な飼

- 養又は保管のための必要な情報を提供しておらず、適正な業務の確保を図るために必要があると認められるとき
- (5) 第一種動物取扱業者の、動物取扱責任者に対する研修受講義務の違反に対し、必要があると認められるとき
 - (6) 犬猫等販売業者が、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後 56 日（法附則第 2 項に定める指定犬については 49 日。）を経過しない個体の販売のため又は販売の用に供するための引渡し又は展示を行っており、動物の健康と安全の保持及び適正な業務の確保を図るために必要があると認められるとき
 - (7) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「法施行規則」という。）第 12 条の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態であり、生活環境の保全を図るため必要があると認められるとき
 - (8) 動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じており、動物の健康と安全の確保のため必要があると認められるとき
 - (9) 特定動物の飼養又は保管の許可に際して付した条件に関する違反及び特定動物の飼養又は保管の方法に関する違反に対し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認められるとき
 - (10) 動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認められる場合であって、動物への措置等の必要があると認められるとき

2 業務停止等

法第 19 条に基づく業務停止命令は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものであること。

- (1) 第一種動物取扱業者の、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いに関して遵守すべき基準又は飼養施設に関して遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るため必要があると認められるとき
- (2) 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養に関し遵守すべき基準の違反に対し、危害の発生の防止又は適正な業務の確保を図るために必要があると認められるとき
- (3) 第一種動物取扱業者の、法若しくはこれに基づく命令又は処分に対する違反について、必要があると認められるとき

3 登録等の取消し

法第 19 条又は法第 29 条に基づく登録及び許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものであること。

- (1) 業務停止命令の処分によって違反の状況が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、業務を継続させることが不相当と認めるとき
- (2) 違反内容が悪質で改善についての意欲がなく、業務上の安全確保の責任を持ち得ず、業務を継続させることが不相当と認められるとき
- (3) 第一種動物取扱業者が、法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に定める場合に該当したとき
- (4) 特定動物飼養者が、法第 29 条に定める場合に該当したとき

4 登録の拒否

法第 12 条第 1 項に該当するときは、登録の拒否を行わなければならない。

5 告発等

本要領に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めるときは、捜査機関又は裁判所宛書面により告発等を行うものとする。

第 4 処分等取扱手順

1 違反事実の確認

- (1) 動物愛護管理員及び動物愛護指導員（以下「動物愛護管理員等」という。）は、法又は条例に違反する事実を発見したときは、速やかに発生場所の調査を行うとともに、関係者から事情を聴取する等の方法により可能な限り客観的に違反の事実を確認する。
- (2) 違反事実の確認は、第一種動物取扱事業所及び第二種動物取扱事業所並びに特定動物等の飼養施設に対する立入調査、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物等の飼養者からの報告の徴収等により行うこと。

2 違反事実の通報

- (1) 動物愛護センター所長は、他自治体の権限に属する行政処分を必要とする違反又は違反の疑いのある事実を発見したときは、保健医療部生活衛生課に通報すること。
- (2) 動物愛護センター所長は、他自治体から違反通報を受けた場合は、速やかに必要な措置を行い、その処理経過を保健医療部生活衛生課に報告すること。

3 処分等の執行

(1) 処分等の決定

動物愛護センター所長は、1 により違反事実が確認され、処分等を行う必要があると判断した場合には、適正な処分等を決定すること。なお、決定に際しては、事前に保健医療部生活衛生課と協議すること。

なお、処分等を決定する場合に、その解釈に疑義が生じるときは、環境省又は大学等専門機関などに照会し、その助言を考慮して検討すること。

(2) 聴聞及び弁明の機会の付与

処分を行う場合には、原則として、行政手続法（平成5年法律第88号）又は岡山県行政手続条例（平成7年岡山県条例第30号。以下「行政手続条例」という。）に係る次に掲げる意見陳述のための手続を執ること。

ア 聴聞

- (ア) 第一種動物取扱業の登録の取消しをしようとするとき
- (イ) 特定動物飼養保管の許可の取消しをしようとするとき
- (ウ) その他知事が必要と認めるとき

イ 弁明の機会の付与

アに該当しないとき。ただし、公益上、緊急にアに該当しない処分を行う必要があるときは、当該手続を執らないことができる。

(3) 処分等の命令等

処分等に係る命令書等及び関係書類は、次の様式とすること。なお、様式の定めのないものについては、適宜、必要事項を記載した書面を作成し、これにより行うこと。

ア 命令書等

- (ア) 改善勧告について（通知）（様式第1号）
- (イ) 第一種動物取扱業登録取消命令書（様式第2号）
- (ウ) 第一種動物取扱業業務停止命令書（様式第3号）
- (エ) 特定動物飼養保管許可取消命令書（様式第4号）
- (オ) 検案書等提出命令（様式第5号（法施行規則様式第11の3））
- (カ) 措置命令書（第一種及び第二種動物取扱業等関係）（様式第6号）
- (キ) 措置命令書（法第25条関係）（様式第7号）
- (ク) 措置命令書（特定動物飼養保管関係）（様式第8号）
- (ケ) 措置命令書（条例第19条関係）（様式第9号）

イ その他処分に係る関係書類

- (ア) 不利益処分等報告書（様式第10号）
- (イ) 改善注意票（様式第11号）
- (ウ) 改善指導通知書（様式第12号）
- (エ) 告発書（様式第13号）
- (オ) 始末書（又はてん末書）（様式第14号）
- (カ) 聴聞について（通知）（様式第15号）
- (キ) 弁明の機会の付与について（通知）（様式第16号）

(4) 命令書等の交付

ア 命令書等は、原則として、当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、特定動物等の飼い主等に手交すること。ただし、直ちに危害の排除を要すると認められ、文書による時間的余裕がないときは、口頭で行うことができる。

イ 口頭により命令を行った場合は、事後、文書により命令の内容を通知することとし、この場合の命令書の日付は、口頭による命令を行った日とすること。

(5) 処分等の履行状況の確認

動物愛護管理員等は、処分期間中のものについて、適正に処分内容を履行しているかを随時確認すること。

(6) 処分等の記録

ア 動物愛護管理員等は、処分等期間中又は処分等期間終了後の確認を行った場合、速やかにその状況について動物愛護センター所長に報告すること。

イ 処分等を執行したときは、その違反概要、命令概要その他必要な事項を営業者台帳等に記載すること。

4 処分等の報告

動物愛護センター所長は、処分等を行う場合は、保健医療部生活衛生課に報告すること。また、処分等の履行が終了したときには、速やかに「不利益処分等報告書」（様式第 10 号）により保健医療部生活衛生課に報告すること。

II 細則

第 1 軽微な違反に対する措置

1 書面による行政指導

違反行為が軽微なものであり、社会に与える影響が小さく、処分等を課さなくても動物の健康及び安全の保持、動物取扱業の適正な業務の遂行、周辺的生活環境の保全及び動物による危害の防止が図られると判断した場合は、次のとおり書面による行政指導を行うこととする。

- (1) 立入検査時に書面による改善指導が必要と判断した際は、動物愛護管理員等は「改善注意票」（様式第 11 号）等により改善を指導し、同時に対象者に違反事実を確認させること。

この「改善注意票」（様式第 11 号）については、任意の各種指導票を代わりに用いることができることとするが、指摘事項について相手方が確認した旨の署名を記載するとともに、必要に応じて、再度確認する期日及び方法についても併せて記載すること。

- (2) 動物愛護センター所長は、違反事実の確認に時間を要するなど、動物愛護管理員等が立入検査時に「改善注意票」（様式第 11 号）等に必要な事項を記載できない場合は、「改善指導通知書」（様式第 12 号）により改善を指導すること。

この際、動物愛護管理員等は、「改善注意票」（様式第 11 号）等に別途、「改善指導通知書」（様式第 12 号）を交付する旨を記載して対象者に確認させること。

2 始末書又はてん末書の徴収

(1) 始末書

処分等を行うまでに至らない違反事実について、厳重な行政指導（勧告を除く。）を要するときには、速やかに「始末書」（様式第 14 号）を徴取すること。

その内容としては、再び同様の違反を起こさないようにするため、当該者から違反の事実、経過及び今後の対策等を記載させること。

(2) てん末書

事実関係を明らかにする必要があるときには、その事実のてん末を「てん末書」(様式第 14 号) により報告させること。

3 処分等の検討

行政指導により改善されない場合、又は始末書を徴取した後、同一条項違反を繰り返した場合には、処分等を検討すること。

第 2 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する必要措置命令等（法第 22 条の 6、第 23 条、第 24 条の 4 において準用する第 23 条（第 2 項を除く。）関係）

法第 22 条の 6、第 23 条、第 24 条の 4 において準用する第 23 条（第 2 項を除く。）に基づく勧告、公表又は措置命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

(1) 次のいずれかに該当する場合は、勧告を行う。

ア 第一種動物取扱業者が法第 21 条第 1 項又は第 4 項に規定する環境省令又は条例で定める基準を遵守していないと認めるとき（法第 23 条第 1 項）

イ 第一種動物取扱業者が法第 21 条の 4 の規定を遵守していないと認めるとき（法第 23 条第 2 項）

ウ 第一種動物取扱業者が法第 22 条第 3 項の規定を遵守していないと認めるとき（法第 23 条第 2 項）

エ 犬猫等販売業者が法第 22 条の 5 の規定を遵守していないと認めるとき（法第 23 条第 2 項）

オ 第二種動物取扱業者が法第 24 条の 4 において準用する法第 21 条第 1 項又は第 4 項に規定する環境省令又は条例で定める基準を遵守していないと認めるとき（法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条第 1 項）

(2) (1) による勧告を受けた第一種動物取扱業者、犬猫等販売業者又は第二種動物取扱業者が期限内に勧告に従わなかった場合（法第 23 条第 3 項（法第 24 条の 4 において準用する場合を含む。））は、公表を行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、必要な措置を命令する。

ア 犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるとき（法第 22 条の 6）

イ (1) による勧告を受けた第一種動物取扱業者、犬猫等販売業者又は第二種動物取扱業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき（法第 23 条第 4 項（法第 24 条の 4 において準用する法第 23 条第 3 項を含む。））

2 処分等の決定

(1) 1 の(1)のア、イ、エ又はオに該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」(様式第 11 号) 等又は「改善指導通知書」(様式第 12 号) の交付によっても改善が認められないと判断したときは、必要な措置を講じるよう、

第一種動物取扱業者、犬猫等販売業者又は第二種動物取扱業者を名宛人として、3による期限を定めて「改善勧告について（通知）」（様式第1号）により勧告することを決定する。

- (2) 1の(1)のウに該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」（様式第11号）等又は「改善指導通知書」（様式第12号）の交付によっても研修を受けさせないときは、必要な措置を講じるよう、第一種動物取扱業者を名宛人として、3による期限を定めて「改善勧告について（通知）」（様式第1号）により勧告することを決定する。
- (3) 動物愛護センター所長は、法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）に基づく公表を行うことについて保健医療部生活衛生課と協議の上、決定する。
- (4) 1の(3)のアに該当した場合、動物愛護センター所長は、弁明の機会を付与した後に、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生したとき、獣医師による検案を受け、3による期限内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出するよう命令することを決定する。
ただし、獣医師による診療中に死亡したときを除く。
- (5) 動物愛護センター所長は、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認した場合、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

3 勧告、命令実施の期限

- (1) 2の(1)の勧告及びその勧告に従わなかった場合の2の(5)の命令の期限は、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として決定する。なお、期限の上限は3か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。
- (2) 施設や動物の取扱い方法等が動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、(1)によらず、直ちに改善させるものとする。
- (3) 2の(4)の命令の期限は、指定した期間が満了した日から30日以内とする。
- (4) 2の(2)の勧告及びその勧告に従わなかった場合の2の(5)の命令の期限については、直近の動物取扱責任者研修を受講させるものとする。

第3 第一種動物取扱業者であった者に対する必要措置命令等（法第24条の2関係）

第一種動物取扱業者であった者に対する法第24条の2に基づく勧告又は措置命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 次のいずれかに該当する者に対し、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止する必要がある場合は、勧告を行う。
ア 法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失い、そ

の事由が生じた日から2年間を経過していない者。(法第24条の2第1項)
イ 法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その事由が生じた日から2年間を経過していない者。(法第24条の2第1項)

(2) 次に該当する場合は、必要な措置を命令する。

(1)による勧告を受けた者が、期限内に勧告に従わなかったとき(法第24条の2第2項)

2 処分等の決定

(1) 1の(1)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」(様式第11号)等又は「改善指導通知書」(様式第12号)によっても改善が認められないと判断したときは、必要な措置を講じるよう、第一種動物取扱業者であった者を名宛人として、3による期限を定めて「改善勧告について(通知)」(様式第1号)により勧告することを決定する。

(2) 1の(2)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

3 勧告、命令実施の期限

(1) 2の(1)による勧告及びその勧告に従わなかった場合の2の(2)の措置については、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として決定する。

(2) 施設や動物の取扱方法等が動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、(1)によらず、直ちに改善させるものとする。

第4 第一種動物取扱業者に対する業務停止及び登録取消し(法第19条関係)

第一種動物取扱業者に対して法第19条に基づく業務停止及び登録の取消しについては、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

(1) 次のいずれかの場合は登録の取消し処分とする。

ア 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき(法第19条第1項第1号)

イ 第一種動物取扱業者の業務の内容及び実施の方法が、法第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に違反し、違反の状況が改善できる見込みがない又は第一種動物取扱業者に改善の意思がないと認められるとき(法第19条第1項第2号)

ウ 第一種動物取扱業者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が、法第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に違反し、違反の状況が改善できる見込みがない又は第一種動物取扱業者に改善の意思がないと認められるとき(法第19条第1項第3号)

エ 犬猫等取扱業者の犬猫等健康安全計画が法第 12 条第 1 項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に違反し、違反の状況が改善できる見込みがない又は犬猫等販売業者に改善の意思がないと認められるとき（法第 19 条第 1 項第 4 号）

オ 法第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号の 2 から第 9 号までのいずれかに該当することとなったとき（法第 19 条第 1 項第 5 号）

カ 法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反し、違反の内容が社会的影響の大きいとき（第 19 条第 1 項第 6 号）

キ 業務停止を命ぜられ停止の期間が経過した後も改善が認められないとき。

(2) 次のいずれかの場合は業務停止処分とする。

ア 第一種動物取扱業者の業務の内容及び実施の方法が、法第 12 条第 1 項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に違反したとき（(1)のイのときを除く。）

イ 第一種動物取扱業者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が、法第 12 条第 1 項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に違反したとき（(1)のウのときを除く。）

ウ 犬猫等取扱業者の犬猫等健康安全計画が法第 12 条第 1 項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に違反したとき（(1)のエのときを除く。）

エ 法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反したとき（(1)のカのときを除く。）

2 処分の決定

(1) 1 の(1)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、聴聞を経た後に、登録の取消しを決定する。

(2) 1 の(2)ア、イ又はウに該当する場合において、動物愛護センター所長は、第一種動物取扱業者が複数回の「改善注意票」（様式第 11 号）等又は「改善指導通知書」（様式第 12 号）の交付によっても改善が認められないと判断したときは、弁明の機会を付与した後に、3 による期限を定めて業務停止を命令することを決定する。

(3) 1 の(2)エに該当する場合において、動物愛護センター所長は、期限を過ぎても命令に従わない等必要があると認めたときは、弁明の機会を付与した後に、3 による期限を定めて業務停止を命令することを決定する。

3 業務停止の期間

(1) 2 の(2)の期間については、改善が見込まれる期間で、動物の取扱方法、飼養数の適正化、施設の改修など改善する内容に応じ、日を単位として 6 か月以内の範囲で決定する。

(2) 2 の(3)の期間については、違反した事項ごとに日を単位として、命令又は処分等の内容により決定する。

なお、法第 22 条第 3 項に基づく研修受講義務違反に係る法第 23 条第 4 項に基づく措置命令違反の場合は、研修を受けさせなかった期間 1 年間につき 1 日とする。

4 業務停止の範囲

(1) 2 の(2)における業務停止の範囲は、次のとおりとする。

ア 法施行規則第 3 条第 1 項第 1 号に違反が認められる場合、全部（第一種動物取扱業に当たらない営業の部分を除く。）

イ 法施行規則第 3 条第 1 項第 2 号に違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分

ウ 法施行規則第 3 条第 1 項第 3 号に違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分

エ 法施行規則第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分

オ 法施行規則第 3 条第 1 項第 6 号に違反が認められる場合、当該施設を使用する業の部分

カ 法施行規則第 3 条第 2 項に違反が認められる場合、当該施設を使用する業の部分

キ 法施行規則第 3 条第 3 項に違反が認められるとき、該当する事項に係る業の部分及び当該施設を使用する業の部分

(2) 2 の(3)における業務停止の範囲は、次のとおりとする。

ア 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「基準省令」という。）第 2 条第 1 号及び第 7 号ケからテまでに違反が認められる場合、全部

イ 基準省令第 2 条第 2 号から第 6 号まで及び第 7 号イからマまでに違反が認められる場合、該当する事項に係る業の部分

第 5 特定動物飼養者に対する許可の取消し及び必要措置命令（法第 29 条、法第 32 条関係）

法第 29 条の規定に基づく許可の取消処分又は法第 32 条の規定に基づく措置命令等については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

(1) 次のいずれかに該当する場合には、許可の取消し処分とする。

ア 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。（法第 29 条第 1 号）

イ 飼養又は保管の目的が法第 26 条第 1 項に規定する環境省令で定める目的に適合するものでなくなったとき（法第 29 条第 1 号の 2）

ウ 特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が法第 27 条第 1 項第 2 号に規定する環境省令で定める基準に適合せず、違反の状況が改善できる見込みがない又は特定動物飼養者に改善の意思がないとき（法第 29 条第 2 号）

エ 特定動物飼養者が法人であって、その役員が法第 27 条第 3 号イ又はロのいずれかに該当するに至ったとき（法第 29 条第 3 号）

オ 法若しくは法に基づく命令又は法に基づく処分に違反したとき（法第 29 条第 4 号）

(2) 次のいずれかに該当し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認める場合には、必要な措置を命令する。

ア 法第 31 条に規定される環境省令で定める方法に違反したとき（法第 32 条）

イ 法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき（法第 32 条）

2 処分の決定

(1) 1 の(1)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、聴聞を経た後に、許可の取消しを決定する。

(2) 1 の(2)に該当する場合において、動物愛護センター所長は「改善注意票」（様式第 11 号）等又は「改善指導通知書」（様式第 12 号）の交付によっても改善が認められないと判断したときは、必要な措置を講じるよう弁明の機会を付与した後に、3 による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

ただし、緊急性が高い場合は直ちに決定するものとする。

3 命令実施の期限

(1) 2 の(2)に該当し、必要な措置の内容が特定飼養施設の改修に係る場合の期限は、直ちに応急の措置を実施させた後、施設の改修に要する期間とする。

(2) 2 の(2)に該当し、必要な措置の内容が許可を受けていることを明らかにするための措置の実施に係る場合の期限は、マイクロチップ装着等の措置を行うために必要な期間とする。

(3) 2 の(2)に該当し、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号。以下「特定動物飼養細目」という。）第 3 条第 1 号に違反して特定動物を施設外に出した場合の期限は、直ちに適切な措置を実施させた後、施設の改修等が必要なときは、それに要する期間とする。

(4) 2 の(2)に該当し、必要な措置の内容が特定動物飼養細目第 3 条第 2 号による措置の実施に係る場合の期限は、直ちに応急の措置を実施させた後、施設設備の改修等に要する期間とする。

(5) 2 の(2)に該当し、法施行規則第 20 条第 2 号、特定動物飼養細目第 3 条第 3 号又は第 4 号の措置の実施等に係る特定動物の飼養又は保管の方法に違反している場合は、直ちに適切な措置を行うこととする。ただし、特定動物飼養細目第 3 条第 3 号又は第 5 号の措置の実施に係る施設の改修等を伴う場合の期限は、改修等に要する期間とする。

第6 動物の飼養等に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態に対する措置命令等（法第25条第2項及び第3項関係）

法第25条第2項に基づく勧告及び法第25条第3項に基づく措置命令等については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 法第25条第1項に規定する法施行規則で定める事態が生じていると認める場合は、勧告を行う。（法第25条第2項）
- (2) (1)の勧告を受けた者がその勧告に係る措置を取らず、特に必要があると認める場合は、必要な措置を命令する。（法第25条第3項）

2 処分等の決定

- (1) 1の(1)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」（様式第11号）等又は「改善指導通知書」（様式第12号）の交付によっても改善が認められないと判断したときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な措置を講ずるよう、3による期限を定めて「改善勧告について（通知）」（様式第1号）により勧告することを決定する。
- (2) 1の(2)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、当該事態を生じさせている者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認したときは、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

3 勧告、命令実施の期限

- (1) 2の(1)による勧告及びその勧告に従わなかった場合の2の(2)の命令の期限は、騒音、臭気、動物の毛及び衛生動物の発生状況等の状況を改善するための内容に応じて、日を単位として決定すること。
- (2) 周辺の生活環境が損なわれている事態が、動物の生命、健康状態の維持又は周辺住民の健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、(1)によらず、直ちに改善させること。

第7 動物の飼養等に起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態に対する措置命令等（法第25条第4項関係）

法第25条第4項に基づく勧告又は措置命令等については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

- (1) 法第25条第4項に規定する法施行規則で定める事態が生じていると認める場合は、勧告を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、必要な措置を命令する。
 - ア (1)による勧告を受けた者が、その勧告に係る措置をとらなかったとき
 - イ (1)の場合であって、直ちに動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがあるとき

2 処分等の決定

- (1) 1の(1)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」(様式第11号)等又は「改善指導通知書」(様式第12号)の交付によっても改善が認められないと判断したときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な措置を講ずるよう、3による期限を定めて「改善勧告について(通知)」(様式第1号)により勧告することを決定する。
- (2) 1の(2)のイに該当する場合において、動物愛護センター所長は、当該事態を生じさせている者が期限を過ぎても勧告に従わないことを確認したときは、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。
- (3) 1の(2)のロに該当する場合において、動物愛護センター所長は保健医療部生活衛生課と協議の上、勧告の手続きを経ずに、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

3 勧告、命令実施の期限

- (1) 2の(1)による勧告及びその勧告に従わなかった場合の2の(2)の命令の期限は、動物の鳴き声、臭気、衛生動物の発生、動物への給餌・給水、適正な飼養又は保管が行われていない個体及び繁殖による飼養頭数の増加等の状況を改善するための内容に応じて、日を単位として決定する。
- (2) 2の(3)の場合を含め、直ちに動物の生命、健康状態の維持に著しい障害となるおそれがある場合は、(1)によらず、直ちに改善させる。

第8 犬の飼い主に対する必要措置命令(条例第19条第1項及び第2項関係)

犬の飼い主に対する条例第19条第1項及び第2項に基づく措置命令については、次のとおり取り扱うものとする。

1 適用範囲

次のいずれかに該当する場合は、必要な措置を命令する。

- (1) 犬の飼い主が、条例第8条第1号及び第2号に規定する事項を遵守していないとき(条例第19条第1項)
- (2) 犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、若しくは加えるおそれがあると認めるとき(条例第19条第1項)
- (3) 犬の飼い主が、条例第18条第2項に規定する診断書の提出を行っていないとき(条例第19条第2項)

2 処分の決定

- (1) 1の(1)及び(2)に該当する場合において、動物愛護センター所長は、複数回の「改善注意票」(様式第11号)等又は「改善指導通知書」(様式第12号)の交付によっても改善が認められないと判断したときは、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

ただし、飼い犬の管理の状況等を踏まえ、動物愛護センター所長が特段の措置が不要であると判断した場合は、措置を講じるよう命令することを要さない。

- (2) 1の(2)に該当する事実を確認した場合、動物愛護センター所長は、弁明の機会を付与した後に、3による期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することを決定する。

3 命令実施の期限

2による命令の期限は、適切な係留実施、収容施設の改修、注意看板の掲示、飼い犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えた又は加える恐れがある状況の解消など違反状況の改善に必要な内容に応じて、日を単位として決定する。

第9 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、行政手続法、行政手続条例及び岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年岡山県規則第21号。以下「聴聞弁明規則」という。）に従い次の各項により行う。

1 弁明の機会の付与の方式

弁明は口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面の提出により行う。

2 弁明書による弁明

- (1) 「弁明の機会の付与について（通知）」（様式第16号）は、原則として、動物愛護センター所長が当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者、特定動物飼養者、動物の飼い主等に手交するものとする。
- (2) 弁明書は、動物愛護センター所長に提出するものとする。

3 口頭による弁明

- (1) 開催の通知
2の(1)の規定は、口頭による弁明の開催通知等について準用する。
- (2) 口頭による弁明を録取する者
弁明を口頭であることを認めたときは、動物愛護センター所長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。
- (3) 弁明調書の提出
弁明録取者は、弁明調書を作成し、動物愛護センター所長に提出する。

第10 聴聞

聴聞は、行政手続法、行政手続条例及び聴聞弁明規則に従い、次により行う。

1 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、岡山県職員のうち、聴聞を主宰するに当たって必要な知識を有すると認められる者とする。

2 聴聞の開催通知

- (1) 動物愛護センター所長は、聴聞の主宰者と相談の上、被聴聞者に「聴聞について（通知）」（様式第 15 号）を送付する。
- (2) 「聴聞について（通知）」（様式第 15 号）は、原則として、当該第一種動物取扱業者若しくは特定動物飼養者又は代理人に手交するものとする。

3 関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するに当たり、処分事案関係職員の出席を求めるものとする。

4 聴聞の運営

聴聞は、次の順序により行う。

(1) 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号又は行政手続条例第 13 条第 1 項第 1 号に基づく聴聞を開催する旨を宣する。

(2) 被聴聞者の確認

主宰者は、被聴聞者の第一種動物取扱事業所又は特定動物飼養施設の所在地、名称、第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者の住所及び氏名を確認する。

(3) 代理人の確認

聴聞に当該第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者が出席せず、その代理人が出席した場合は、主宰者は、行政手続条例第 16 条に規定する代理人の資格を証明するための書面により確認する。

(4) 聴聞の趣旨説明

主宰者は、被聴聞者又は代理人（以下「被聴聞者等」という。）に、当該聴聞が処分にあたって、当該第一種動物取扱業者又は特定動物飼養者に有利となる弁明を与える機会である旨を告げる。

(5) 違反事実の確認

主宰者又は主宰者の指名する職員は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被聴聞者等に説明し、違反事実と相違ないか被聴聞者等に確認する。

(6) 参考事項の聴取

主宰者は、違反事実に対する間接的要件、情状等、参考となる弁明を聴取し、証拠書類等の提出を求めることができる。

(7) 閉会

主宰者は、当事者の弁明が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

(8) 聴聞調書

主宰者は、聴聞弁明規則第 13 条第 1 項に規定する聴聞調書を作成し、記名押印する。

(9) 報告書

主催者は、聴聞弁明規則第 13 条第 3 項の規定による報告書を作成し、記名押印の上、動物愛護センター所長に提出する。

第 11 処分の執行

1 処分の決定

動物愛護センター所長は、「改善注意票」（様式第 11 号）等、「改善指導通知書」（様式第 12 号）、その他関係する証拠書類及び聴聞調書又は弁明調書に基づき処分を決定する。

2 命令書等の交付

命令書等は、原則として、動物愛護センター所長が、当該第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者だった者、特定動物飼養者、動物の飼い主等に手交するものとする。

3 処分期間中の措置

動物愛護管理員等は、処分期間中のものについて、適正に処分内容を履行しているかを随時確認すること。

4 処分の記録及び報告

- (1) 動物愛護管理員等は、処分期間中又は処分期間終了時の確認を行った場合、速やかにその状況及び結果を動物愛護センター所長に報告すること。
- (2) 動物愛護センター所長は、処分があったときは、その違反内容、命令書等の交付年月日、改善状況及びその他必要な事項を台帳に記載する。
- (3) 動物愛護センター所長は、処分の履行が終了したとき、その経過及び改善状況について、関係書類を添えて保健医療部生活衛生課長へ「動物の愛護及び管理に関する法律（岡山県動物の愛護及び管理に関する条例）違反不利益処分等報告書」（様式第 10 号）により報告すること。

第 12 告発の取扱い

1 告発

動物愛護センター所長は、法第 44 条から第 47 条の 2 まで、第 49 条及び第 50 条、条例第 26 条から第 30 条まで並びに関係法令に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、所轄警察署長と協議の上、保健医療部生活衛生課長に告発について上申する。

2 告発の手続

告発は、「告発書」（様式第 13 号）に次の事項に係る関係書類を添えて、最寄りの捜査機関あて提出するものとする。

(1) 違反事実に係る経過等

第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者、第一種動物取扱業者であった者、特定動物飼養者、動物の飼い主の住所、氏名、生年月日、業の種別、違反事実、違反の動機、発生日、発生場所及び違反発見後において事犯に対して取った措置等を詳述し、責任の帰属する点を明らかにすること。

(2) その他の証拠書類

現場写真（台紙に貼り、撮影年月日、撮影者氏名を明記のこと。）、「改善注意票」（様式第 11 号）等、「改善指導通知書」（様式第 12 号）、命令書等の写し、始末書、その他の証拠となる書類及び物件等違反事実を十分確認できるものを整備すること。

第 13 過料の取扱い

1 過料事件通知

動物愛護センター所長は、法第 49 条及び第 50 条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは、保健医療部生活衛生課長と協議の上、過料事件通知を行う。

2 過料事件通知の手続

動物愛護センター所長は、過料事件通知を第 12 の 2 に準じて関係書類を作成し、管轄する地方裁判所に送付するものとする。

第 14 文書の保存年限

この要領で定めるところによる行政処分を受けたものに関する文書の保存は 10 年とする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（勧告）

動愛第 号
年 月 日

（名宛人） 様

動物愛護センター所長 印

改善勧告について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律第 条第 項により、下記のとおり改善するよう勧告します。

記

- 1 名宛人の住所
- 2 事業所（飼養施設）の所在地
- 3 事業所等名称（動物取扱業にあつては、営業の種類及び登録番号等を併記）
- 4 勧告の内容
- 5 勧告の理由

（注1）法第23条第1項・2項、法第24条の4において準用する法第23条第1項、法第24条の2第1項、法第25条第2項、法第25条第4項のいずれかの勧告の根拠条項を記載すること。

改善事項については別紙1により、改善期限までに改善することができない事項については別紙2により報告願います。

動物取扱業にあつては、期限内に改善されない場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項及び第4項の規定により公表及び期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。

周辺的生活環境の保全等に係る事態が生じている場合の勧告にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項又は第4項の規定により、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。

（備考）別紙1「改善報告書」、別紙2「改善計画書」を添付すること

別紙1（参考様式）

年 月 日

動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

改善報告書

年 月 日付け第 号で通知（勧告）のありました事項について、次のとおり改善が終了したので報告します。

記

改善終了事項

別紙2（参考様式）

年 月 日

動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

改善計画書

年 月 日付け第号で通知（勧告）のありました事項について、次のとおり改善計画書を提出します。

つきましては、改善終了期日を遵守し、改善終了後は直ちに改善報告書を提出することを誓約します。

記

改善を要する事項	改善期限までに改善できない理由	改善終了予定日

第一種動物取扱業登録取消命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第19条第1項の規定により、次のとおり第一種動物取扱業の登録を取り消します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長

印

1 事業所所在地

2 事業所の名称等

- (1) 名称
- (2) 営業の種類
- (3) 登録年月日及び登録番号

3 取消の理由

（注1）法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項6号に該当する登録の取消しである場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれかが遵守できていないかを明記すること。

（注2）取消の理由が法第12条第1項第1号から第9号まで（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入すること。これらの情報は聴聞の際に確認すること。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

第一種動物取扱業に係る業務の全部停止（一部停止）命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第19条第1項の規定により、次のとおり第一種動物取扱業の業務の全部停止（一部停止）を命令します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

- 1 事業所所在地
- 2 事業所の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 営業の種類
 - (3) 登録年月日及び登録番号
- 3 業務停止の範囲
- 4 業務停止の期間
- 5 処分の理由

（注1）業務の一部停止は、例えば、第一種動物取扱業であっても今般の違反行為が犬猫の飼養管理に係るものであった場合、それに係る勧告、命令、業務の停止であるため、犬猫以外の動物については命令の対象とならない時などに命ずることができる。

（注2）第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する業務の停止命令であるか、同項第6号に該当する業務の停止命令である場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

特定動物飼養保管許可取消命令書

住 所

氏 名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第29条の規定により、次のとおり特定動物飼養保管許可を取り消します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

1 許可取消の特定飼養施設

- (1) 所在地
- (2) 動物の種類

2 許可番号及び年月日

3 処分の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）

（犬猫等販売業者名） 殿

岡山県動物愛護センター所長 印

検案書等提出命令

動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6に基づき、以下の書類の提出を命じます。

記

- 1 提出書類：指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬及び猫の検案書又は死亡診断書（ただし、指定期間内に所有する犬又は猫に死亡の事実が発生した場合に限り、獣医師による診療中に死亡した犬及び猫を除く。）
- 2 指定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 提出期日： 年 月 日
- 4 提出場所：岡山県動物愛護センター
岡山市北区御津町伊田2750

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

措置命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第23条第4項（第24条の4において準用する法第23条第4項）（第24条の2第2項）の規定により、次のとおり改善を命令します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

- 1 （事業所・飼養施設）所在地
- 2 事業所の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 営業の種類
 - (3) 登録年月日及び登録番号
- 3 改善事項
- 4 改善期日
- 5 処分の理由

法第24条の2第2項による命令の際、2の事業所の名称等については、廃業や登録の取消し前の名称等を記載すること。

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）

措置命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条第3項（第25条第4項）の規定により、次のとおり改善を命令します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

- 1 動物の飼養施設等所在地
- 2 改善事項
- 3 改善期日
- 4 処分の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）

措置命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第32条の規定により、次のとおり改善を命令します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

- 1 特定動物飼養保管施設の所在地
- 2 改善事項
- 3 改善期日
- 4 処分の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）

措置命令書

住所

氏名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年岡山条例第22号）第19条の規定により、次のとおり措置を命令します。

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 印

- 1 犬の飼養施設等所在地
- 2 改善又は措置事項
- 3 改善又は措置期限
- 4 処分の理由
- 5 飼犬の種類等

種類	年齢	性別	名前

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岡山県知事に対して審査請求をすることができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。

この処分に対する取消訴訟については、岡山県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）

保健医療部生活衛生課長 様

動物愛護センター所長

動物の愛護及び管理に関する法律（岡山県動物の愛護及び管理に関する条例）
違反不利益処分等報告書

次のとおり、不利益処分等したので、その経過措置について関係書類を添えて報告します。

記

違反者住所及び氏名	
違反施設所在地及び名称	
違反内容	
違反状況	
処分適用条項	
処分内容	
違反に対する措置	
備考※	

※関係書類として勧告書又は命令書の写しを添付すること

改善注意票

岡山県動物愛護センター

動物愛護管理員（氏名）

印

狂犬病予防員（氏名）

印

あなたの（事業所・飼養施設・その他の場所）について、本日立入検査を実施した結果、下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、年 月 日までに改善してください。

（なお、年 月 日までに本票を持参のうえ、岡山県動物愛護センターまでおいでください。）

記

- 1 事業所（飼養施設）所在地
- 2 事業所（飼養施設）の名称
- 3 営業の種類
- 4 動物の種類、数
- 5 氏名及び連絡先
- 6 改善を要する事項

上記の事実を確認しました。

年 月 日

氏名

様

岡山県動物愛護センター（氏名）

印

改善指導通知書

あなたの（事業所・飼養施設・その他の場所）について、年 月 日に立入検査を実施した結果、下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、年月日までに改善するよう指導します。

また、改善が図られた事項については別紙 1 により、また、改善期日までに改善することができない事項については別紙 2 により報告願います。

記

- 1 事業所（飼養施設）所在地
- 2 事業所（飼養施設）の名称
- 3 営業の種類
- 4 動物の種類、数
- 5 氏名及び連絡先
- 6 改善を要する事項
- 7 報告の期限

（備考）別紙 1 「改善報告書」、別紙 2 「改善計画書」を添付すること。

別紙1（参考様式）

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）

改善報告書

年 月 日付け第号で通知のありました事項について、次のとおり改善が終了したので報告します。

記

改善終了事項

別紙2（参考様式）

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

改善計画書

年 月 日付け第号で通知のありました事項について、下記のとおり改善計画書を提出します。

つきましては、改善終了期日を遵守し、改善終了後は直ちに改善報告書を提出することを誓約します。

記

改善を要する事項	改善期限までに改善できない理由	改善終了予定日

警察署長 様

岡山県知事（氏名） 印

告発書

次のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 22 号））第 条違反の事実があるので告発します。

記

1 被告発者

- (1) 事業者等住所
- (2) 営業者氏名又は法人名及び生年月日
- (3) 事業所（飼養施設）の所在地
- (4) 事業所（飼養施設）の名称
- (5) 営業の種類
- (6) 登録番号

2 告発に至った経緯

- (1) 違反事実発覚の端緒
- (2) 違反内容の確認状況
- (3) 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令、登録の取消し等の状況
- (4) 命令の無視の状況

3 告発人の意見

- (1) 告発の理由
- (2) 処罰を求める意見

4 適用法令

5 事実関係を証明する資料

- (1) 動物取扱業の登録書の写し
- (2) 立入検査報告書等の写し
- (3) 勧告、措置命令、登録の取消し等の写し及び郵便配達証明書の写し
- (4) 本件飼養施設等の現況写真
- (5) その他関係資料

（備考）3 については、違反事実の内容及び経過を「六何の原則」により明記すること

様式第 14 号（始末書又はてん末書）

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、法人名及び代表者氏名）

始末書（又はてん末書）

（備考）本文は、「六何の原則」により違反の事実内容を明記してください。
必要に応じて様式第 12 号（改善指導通知書）の別紙 2（参考様式）の改善計画書を参考に、改善計画を併せて提出すること。

様

岡山県動物愛護センター所長（氏名）

聴聞について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（岡山県行政手続条例（平成 7 年岡山県条例第 30 号））第 13 条第 1 項第 1 号（第 13 条第 1 項第 1 号）の規定により聴聞を行うので、下記 1 及び 2 について意見陳述の必要のあるときは、聴聞の期日に出頭するか、又は、陳述書を同期日前までに、下記 4 に提出してください。

期日に出頭しなかった場合、及び陳述書の提出がなかったときは、意見なしとして取り扱います。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令（条例）の条項
 - (1) 処分の内容
 - (2) 根拠法令
- 2 処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（教示）

聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

様

岡山県動物愛護センター所長（氏 名）

弁明の機会の付与について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（岡山県行政手続条例（平成 7 年岡山県条例第 30 号））第 13 条第 1 項第 2 号（第 13 条第 1 項第 2 号）の規定により、弁明の機会を与えます。下記 1 及び 2 について意見陳述の必要がある場合は、下記 3 のとおり弁明書を提出することができますので通知します。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。

また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令（条例）の条項
 - (1) 処分の内容
 - (2) 根拠法令

- 2 処分の原因となる事実

- 3 弁明書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 年 月 日
 - (2) 提出先
(住所地)
(岡山県動物愛護センター)